

○厚生労働省告示第百五十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等

（医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画に記載すべき事項）

第一条 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画（第五号において「計画」という。）の対象となる医療機関（病院又は診療所に限る。以下この条において「対象医療機関」という。）の名称及び所在地
- 二 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の実態及び当該実態に対する分析
- 三 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮に関する目標

四 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮に関する基本方針

五 計画の実施期間

六 対象医療機関における医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮のための対策の概要

七 前号の対策を進めるために有用な機器等及び当該機器等の機能

（勤務時間短縮用設備等）

第二条 令第六条の四第四項第一号及び第二十八条の十第四項第一号に規定する医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 労働時間管理の省力化又は充実に資する器具及び備品（令第六条の四第三項及び第二十八条の十第三項に規定する器具及び備品をいう。以下この条において同じ。）並びに特定ソフトウェア（令第六条の四第五項及び第二十八条の十第五項に規定する特定ソフトウェアをいう。以下この条において同じ。）
- 二 医師の行う作業の省力化に資する器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 三 医師の診療行為を補助し、又は代行する器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 四 遠隔医療を可能とする器具及び備品並びに特定ソフトウェア
- 五 チーム医療の推進等に資する器具及び備品並びに特定ソフトウェア